

『差別用語』論争の一視点

宮井敏

差別用語の問題を考える場合、一九七五年と云う年はまことに記念すべき年であったといえる。その前年の秋頃から、ようやく新聞雑誌にとり上げられ始めた議論が、この年になってピークに達した感があり、実にさまざまな角度から論じられたのである。七四年十月二十四日付朝日新聞夕刊文化欄の「言い換え文化、差別語について」（外山滋比古）を皮切りとして、七五年四月には、赤旗が八日から十三回の連載で「マスコミと『解同』タブー」を特集し（のちパンフレットとして一括発行）、民放労連『放送レポート』は五月発行分を十八・十九合併号として「臨時特集、マスコミ全調査、用語タブーと禁句集、言論表現の自由の一部停止状況」を、雑誌『正論』は五月号を「同和問題集中大特集」として同対協会長磯村英一氏の「ことばより本質把握が大切、差別用語を考える」を掲載した。五月二十四日には、新聞労連、出版労連、民放労連、放送作家組合、放送芸能家協会、全日本視力障害者団体協議会、映演共闘、日本俳優連合の八団体が、第一回「用語と差別を考えるシンポジウム」を開催（同実行委編『差別用語』（汐文社）、第二部に全文収載）して、現実に用語を使う立場からはじめてこの問題に積極的に取組む姿勢を見せたのである。六月になるとサンデー毎日の、「差別用語の自主規制はこれでよいか、事なかれが生む新らしい差別」（六月一日

号)、赤旗の「いわゆる差別用語問題について、『解同』朝田・松井派などの『差別語狩り』と言論・表現の自由擁護」(六月九日付)、週刊新潮の「うつかり物も云えないタブー語の偽善と卑屈に挑戦」(六月十九日号)(前記『放送レポート』十八・十九合併号の紹介)、放送批評懇談会の『放送批評』「ことばと差別特集」(六月四日号)とつづき、さらに上方芸能七月号(「差別語規制にやらぐ上方芸能界」)や、文化評論八月号(「解同タブーと差別用語問題特集」)がひきつゞき問題を展開し、週刊朝日「とてもホントと思えぬ差別語タブー、過剰自主規制が生んだ日本語大混乱」(七月十八日号)、週刊小説「野坂昭如連載エッセイ、虚実混迷差別論」(七月廿日号)等々とまさに差別用語をめぐって百家争鳴の観を呈したのであった。

ついで十一月五日には、社団法人日本文芸家協会が「ことばの規制に関する声明書」の中で、「差別用語の範囲を無制限に拡大するのは国語の破壊につながる」として、いわゆる「用語規制」に対する慎重さを要望し、十一月四日には前記八団体が第二回「用語と差別を考えるシンポジウム」を開き、差別用語規制に反対するアピールを採択して、民放連、NHK、日本書籍出版協会、日本新聞協会に申し入れ、日本俳優連合は傘下の加盟員に対する「差別用語問題に関するアンケート」結果を発表して現場の立場からの意見を公けにしたのである。

こうした一連の動きに対しても、部落解放同盟はこの年はじめから、中央機関紙である解放新聞を中心に行進を開始したが、同紙編集長土方鉄氏はまた、雑誌『辺境』三月号の「差別の矮少化」のなかで、水平社以来の差別糾弾のあり方、ひいては差別語糾弾のあり方についての同盟の立場を明らかにした。四月には毎日新聞記者八木晃介氏が『東京部落解放研究』第四号所載の「部落差別と表現」ノートの中で、前記朝日新聞の外山滋比古氏の所論に反駁し、一連のマスコミの自主規制については、土方氏が『放送批評』四月号で「あきれてばかりはおれない」と題して猛烈な批

判を展開した。解放新聞はまた、五月一九日付、二六日付で「『特殊部落』は差別でない？」識者からの怒りの声」

(1)、(2)を収録したが、土方氏はさらに雑誌『現代の眼』七月号の「差別言語と差別構造」において、四月以来の赤旗の論説に反論したが、毎日新聞も八月十一日付の発言欄で、同氏の「社会のしくみを問う、実りある差別語論議」を掲載し、ここに差別用語をめぐる論争は次第にその論点を明らかにすることとなつたのである。前記の『東京部落解放研究』第四号はまた、土方氏と部落解放研究所理事長原田伴彦氏の対談「言論・表現の自由と部落差別」を収録しているが、『部落解放』五月号も、同所事務局長村越末男氏が土方氏及びマスコミ関係者三氏と共に行なつた「差別語を考える原点」と題した座談会記事を掲載しており、朝日ジャーナル（八月二九日号）の岡庭昇、川元祥一、別役実三氏による座談会「差別を再生産する差別語」、および東京放送調査局の高橋照明氏の記事「人のいやがる言葉は使うまい」と共に、従来の差別語論議に新たな視点をつけ加えたのである。

部落解放同盟はまた、解放新聞七三八号（九月二九日付）において、一万語に及ぶ長文の見解を発表、「マスコミの自主規制が同盟による文化破壊、表現の自由侵害と伝えられているのは事実に反する」と、および「差別問題を言葉の問題だけにすりかえるのは差別問題の解決をおくるせるものである」ことなどを明らかにしたが、さらに、十一月開催の部落解放研究第九回全国集会では、とくに「差別用語と糾弾」問題の分科会を設け、この一年間にくり抜げられた差別用語論争をしめくくるものとして、「表現の自由」のみを強く主張する人々は「差別をする自由」をも主張するのか、と鋭く指摘して差別語論議にピリオドを打つ構えを見せたのであった。そして翌一九七六年三月には、同盟は三・四日開催の第三回全国大会において、上記書記局見解を要約して運動方針の一部に加え、これをもって以後の差別用語問題に対する同盟の基本的態度とすることになったのである。

この問題はこの後も散発的に議論を呼び、翌七六年にはサンデー毎日「わわらぬ神にたりなしの放送現場、不穏當発言として葬られる問題点」（十一月七日号）、七七年の週刊新潮「ちつとも知らなかつた差別用語、まるで中世みたい」（十一月十日号）、八〇年の同誌「差別用語、もう日茶苦茶か」（八月十四日号）と続くのであるが、今年に入つてから再び議論が再燃し、週刊読書人「紙てっぷう」欄の「福田恒存と阿部昭の言葉状況論」（一月十九日号）、週刊新潮「差別用語の偽善が天下晴れて通用させた精薄」（二月一九日号）、朝日新聞「差別語、言い換えて解決できるか、絶えず再生産の恐れ、社会のあり方こそ問題」（一月二十四日付）、雑誌『新潮』一一、三月号、福田恒存「言葉、言葉、言葉」（上、下）、朝日ジャーナル、塩見鮮一郎「差異と差別」（四月十七日号）、毎日新聞「改名しますメクラウオ、サカナの差別語追放」（五月二六日付）、雑誌『いんなあとりへ』六月号、早坂暁「言葉の不自由な国」とつづき、さらに『現代の眼』十一月号、井上清「未解放部落と被差別部落」に到るまで、今なお議論は終息の勢を見せず、この問題をめぐって依然として社会的関心の高いことを示している。

以上、日々ジャーナリズムに登場する言葉の問題であると云う、ことの性質上、主として月刊雑誌、週刊誌、日刊新聞の記事、発言、論説を中心に「差別語論争」の経過を整理してみたが、このほかに単行本としては前記「用語と差別を考えるシンポジウム」実行委員会の手による『同時代叢書、差別用語』（汐文社、一九七五年十月）、および同『統差別用語』（同、一九七八年一月）があり、また土方鉄氏の論稿をまとめたものに「部落解放新書」五、土方鉄編著『差別と表現』（解放出版社、一九七五年八月）、八木晃介氏のものに、『反差別論ノート』（社会評論社、一九七七年一月）（主としてその第一部「社会意識と言語」）があることをつけ加えておきたい。

さて、一九七五年を一つのピークとした論争は、およそ以上の経過をたどったといえるが、その背景には、一九七三年頃しきりであった差別用語に対する糾弾と、これに対するマスコミ側の自主規制措置が前提されているわけである。前記『放送レポート』は「第一部、部落差別の糾弾例」の小見出しに、「一九七三年、その年なにが」と記しているが、この年四月十一日放映のNET系「特別機動捜査隊」の、「靴屋のせがれはどこまで行っても靴屋のせがれ」云々の科白が問題になったのを皮切りに、四月十七日のテレビ「西日本のテレビドラマ」、「浮草」の中の「旅役者風情のお前らと人種が違う」というくだり、二月十八日のフジテレビ「小川宏ショー」における俳優千秋実氏の「家が田舎の旧家でしたから、役者のような河原乞食になるのはえらいことで」と云う発言、七月十九日の同じくフジテレビ「三時あなた」における司会業玉置宏氏の「芸能界ってのは『特殊部落』ですから」と云う発言など、それぞれ糾弾の対象とされ批判を浴びたのである。差別語に対する摘発はこのあとラジオ、テレビ、新聞雑誌、一般図書などを対象として行なわれたが、マスコミ、出版関係者はこれに対応すべく、この年九月には民放連が「差別用語と糾弾事例」をまとめ加盟各局に配布し、各社はこれをうけてそれぞれ言葉の「いゝかえ集」を発行して、いわゆる「自主規制」を行なうことになった。TBSでは、八月「放送上さけたい言葉」というパンフレットを部内資料として作製したが、NETも、十月考查部編集の「放送上さけたい用語（その一）」を配布している。ところがこうした一連の所置が、差別問題を根本から考え方にして研修するという考え方立つものではなかったために、その場しのぎの対策的発想がかえって現場の混乱をひきおこし、その結果、徒らなる自主規制は次第にエスカレートしてヒステリックな過剰自主規制となり、「自主規制」が「自主」である事が忘れられて、外部からの「押し付け」と錯覚される結果、あやまれる被害者意識から、自分達で始めたものに自分で反撲して「用語規制は言論の自由を破壊する」と騒

き出すことになったのである。いまこうしたプロセスを具体的な一つの用語をめぐる問題として考えてみたい。

もともとジャーナリズムの世界で、「特殊部落」という差別語が問題となつた最初は朝日新聞の場合だとさされている。一九五五年一月九日の学芸欄（大阪版）に作家の石上玄一郎氏が執筆した文章のなかで、「中央の文壇と称してはいるけれど、それは特殊部落的偏狭さに満ち満ちてゐる」という箇所が問題となり、解放同盟中央本部から抗議をうけ、これにこたえて、翌五六年十二月、大阪版で七回連載の部落問題ルポルタージュを掲載したのがはじめだとされている。その後学園紛争の真只中の一九六九年、一月の東京大学安田講堂の封鎖解除、入試とりやめ決定のあとをうけて、雑誌『世界』は三月号で「試練に立つ大学の自治」を特集したが、その巻頭論文大内兵衛「東大は滅ぼしてはならない」のなかで、「学生運動は階級的な社会革命の運動の面をもち、それの先発隊または前衛であるかのように見えるときがあるが、それは決してその本隊ではなく、従つて大学がその主戦場となるようなことはない。しかし、このような運動といえども、その社会的結果が彼らの呼号する社会革命に対してゼロとなる筈ではなく、特殊な形で、大學という特殊部落の構造を変えるに相違なく、そのような改革の効用は学生の大学生活の規制への参加という形となるであろう」というくだりが問題となり、解放同盟は中央委員会決議に基き、二月十三日『世界』編集部と大内氏に対して糾弾を行なつた。同編集部はこの指摘を当然の事と受けとめ、自己批判の上でこの号の販売を停止し、市販中のものの回収を行ない、翌四月号に編集部名のおわびを掲載し、五月号では大内氏の「部落解放運動に一層の力をそそごう」と題する謝罪文を発表したのであった。

一九七三年の玉置発言の場合は、七月十九日「三時のあなた」の中の「男を斬る」コーナーで、歌謡番組司会者玉

置宏氏がこの時ばかりはインタビューされて、時の司会の山口淑子氏の「お子様がもし歌手になりたいといえはどうしますか」という問い合わせに答えて、「大反対します。この世界には入れたくないですねえ」。「どうしてですか」。「そりやあ、だってもとと素晴らしい世界がありますよ。そりやあ、やっぱり特殊部落ですよ、芸能界ってのは」の箇所が問題となつたわけである。フジテレビ側ではこの発言に気付き、直ちにこの番組の最後で「先程の玉置氏の発言に不穏な所がありましたので、おわびして訂正いたします」と付け加えたが、一般視聴者には何の事やらわからず、ネット局であるテレビ西日本に対しても同様抗議があり、大阪府連もこの用語の差別性について同じネット局の関西テレビに対してきびしく追及し、七月、八月、九月の糾弾会のあと、十二月二十五日の同じ「三時のあなた」で玉置氏自身おわびの放送を行なつたのである。

ところでの「特殊部落」と云う言葉は一九〇五年（明治三八年）旧内務省が使い始めた用語である、と云うのが今日の定説となっている。明治四年の太政官布告により、えた、非人の身分差別の廃止が決定された後も、時の権力は「新平民」という造語でなおも実質的差別を残そうとしたが、それと対をなす言葉として、また一般的のスラング、貧民窟などと区別するためにこの用語を造語したといわれている。従つて、この言葉は歴史的に見ても最初から差別意識を内包した言葉であり、封建的身分制度を全廃したことによつて、いままでの被差別身分と混同されることを嫌う一般人の差別感情に迎合しつゝ作戦的に造られ流されて来たわけである。当然そこにはマイナスイメージがつきまとつた事になり、この言葉が逆に何らかのプラスイメージを狙つて使われる事はまずあり得ないのである。さきの『世界』の場合を考えてみよう。大内氏は十六ページばかりのこの小論文のなかで「東大は糞土の垣根である」と云う表現を七回使つてゐる。論語の公治長篇にある「糞土之牆不可朽也」から取られたものであるが、『日本国語大

辞典』が示すように、「糞土の牆」を「なまけ者、教育してもかいのない者」のつもりだとえたにもせよ、「糞土」そのものが「きたないもの、いやしみべきもの」を意味することは、『世界』を発行している同じ岩波書店の『岩波国語辞典』をひくまでもなく、まずあきらかなるところであろう。そうして、その「糞土の垣根である」ところの「東大」という特殊部落」と来れば、大内氏の当時の主観的心情はさておき、この用語が単に「普通とはちょっと変わったところ」とか、「一般とはちがう特殊な場所」とか云う意味に決してならないことも又はつきりしている。

そもそも『広辞苑』によれば、「特殊部落」は第一版では「我国で昔から一般人と職業・習俗などの異なるところから不当な差別待遇をうけて来た人々の集團をいう」とある。第二版では「部落②に同じ」とあり、「部落」②は「身分的・社会的に強い差別待遇を受けて来た人々が集団的に住む地域。江戸時代に形成され、明治初年法制上は身分を解放されたが社会生活上の差別は完全に徹廃されていない」とあって、その意味するところはきわめて明瞭であるといえる。単に「部落」という云い方ならば、「比較的小数の家を構成要素とする地縁団体。民家の一群。村の一部」という①の意味で使うこともあり得ようが、^(一)「特殊部落」が上記の意味にしかならないことは以上の経過からして間違いないところであろう。まことに『世界』編集部の認めるどとく、「歴史的な差別支配の所産である上記の言葉を好ましくない状況に比喩的に使用する」ことは、まさに差別的行為に外ならないし、又大内氏も認めるように、この言葉を「禁句」とすることが日本の歴史的現実を改めていくためには是非とも必要である」とおもわれる所以である。井上清氏は指摘する。「ある人が大学は特殊部落だといった場合、その人の主観では被差別部落のことは全然念頭になく、部落の存在すら知らなかつたとしても、社会的、客観的には大学というへんなもの、困つたもの、閉鎖的集団は、世間では“特殊部落”といつているあの被差別部落みたいなものだといふ現わしているわけで、これが部落

に対する差別を前提としており、且つその差別観念を助長する、つまり差別するものであることはまつたく明白である⁽²⁾と。およそ経済学は精密科学であり、きわめて用語にきびしい世界だと承知している。四十年にわたる講座派・労農派の論争（大内氏自身の言による）を通じて用いられた学術用語は「資本」、「労働」、「生産」、いづれをとり上げてもそれぞれにきびしい検討を経た歴史を背後にもつ筈である。大内氏が「被差別部落のことが全然念頭になかった」とは決して云わぬが、斯界の泰斗、一世の碩学にしてなおこの失言あるか、としばし嗟嘆の声を放たざるを得ないのである。思うに文は人なり。いかに氏が「あの文章で東大が学問の世界の貴族的特権を独占している国家機構であり、そういう特権は守るべきであり、収奪すべきである⁽³⁾」と主張したかったにもせよ、結局は、氏自身のもつ貴族的体質があの噴飯ものの東大論をうみ、そのやみがたい特権意識が差別意識をはらみ、その結果がこの差別発言を生んだと断定せざるを得ないのである。

さて、前述の如く、赤旗は一九七五年四月から「マスコミと解同タブー」と題する十三回の連載を行なったが、その三（四月十日付）でこの用語をとり上げている。前記フジテレビにおける玉置発言とその糾弾を紹介したあとで、「これは道理に合わない話で、もともとは“特殊部落”ということばは“特殊な部落”と云うだけの意味のことばです。たゞ明治になってから江戸時代の“エタ部落”ということばはべつ称だというので“特殊部落”ということばにいゝかえたという歴史的経過があります、だから未解放部落に対して“こゝは“特殊部落だ”とのべたとすれば侮辱的になりますが、他の場合に“特殊な社会”というような意味でこのことばを使ったからといって差別になるものではありません」と述べている。また、六月九日付「いわゆる『差別用語』問題について、『解同』朝田・松井派などの差別語狩りと言論・表現の自由擁護」の中では、「このことばも部落住民への差別や侮辱の意思をふくまない表現

としてありうる⁽⁴⁾ ものだとし、文化評論八月号では「こゝに引用した文章でもわかる通り、大内氏は一般的に大学が特殊な機構と秩序をもつ社会であるという意味で『特殊部落』という言葉を比喩に使つたのである」⁽⁵⁾ としている。この筆者は東大を「糞土の垣根」にたとえた大内論文の全体のトーンを全く無視しているので論外であるとしても、一体「特殊部落」と云ういゝ方が単に「特殊な社会」というだけの意味で使われたり、従つて「差別や侮辱の意思を含まない」⁽⁶⁾ ことがありうるものだろうか。土方氏は云う。「特殊部落ということばは、被差別部落の存在をぬきにしては、生まれてこなかつた造語である。しかも被差別部落を差別することばである。いつたい特殊部落ということばを美しいもの、すぐれたもの、良いものという比喩につかわれたことが、ただの一度でもあつたろうか。必ず否定的イメージとしてもちいられて來たのではなかつたか」⁽⁶⁾。また八木氏も重ねて「『特殊部落』という言葉が『特殊な社会』というだけの意味で使われたことがかつて一度でもあつたであろうか。ない、断じてない」⁽⁷⁾ とのべている。

赤旗はまた再三にわたつて（六月一日付、九日付など）全国水平社第十回大会（一九三一年）決定の「言論・文章による字句の使用に関する件」の「穢多、新平民、特殊部落民等の言論を敢へてしても、そこに侮辱の意志の含まれていなければ絶体に糾弾すべきものではないし、また糾弾しない。この点徹底せしめるべく努力せねばならない」という箇所を引用して、無意識の差別発言を免責しようとしているが、これが論の補強としての引用ならば、これをしも主観的抜萃と呼ぶべきものである。赤旗の常に云う「科学的な」議論のすゝめ方ならば、同じ決議文の直前の箇所の「吾々は如何なる代名詞が使用されても、その動機や、表現の仕方に於いて、侮辱の意志が含まれている時は何等糾弾するのに躊躇しない」という文章をこそ引用すべきではなかつたか。解放同盟の「差別語についての書記局見解」⁽⁸⁾には「『特殊部落』が侮辱の意思をふくまない場合のありうることはわれわれも認める。しかし、それは歴

史論文、研究論文などのごく限られた場合のみであることも同時ににはつきりさせねばならない」とのべられているが、過失致死罪がすべて無罪にならない以上、言論人の無意識の発言といえども社会的責任をまぬかれるものではない事はけだし当然のことであろう。およそ社会の発展に伴ない、大衆へのコミュニケーションの手段も巨大化し、また文字媒体以外の映像メディアが出現するにおよんで、その影響の及ぼす範囲はそれまでとは比較にならないほど大きなものとなり、それに従つて執筆者、製作者、発言者の社会的責任も重くなつて来る。一九三五年の全国水泳社第十三回大会では早くも「小説映画に於て取扱はれる種々なる形態の差別問題はそれが大衆性を帯びているものだけにそれの及ぼす社会的文化的影響は甚大である。(中略) 常にそれが社会に及ぼすところの影響を考察し、その深さと幅の程度に応じて取扱いの範囲を決定すべきである」と決議している。大内問題の場合はその深さが、玉置発言のケースはその幅がいづれも問題となつたと云うべきであるうが、およそ言語というものが基本的には社会的な機能を果たすものである以上、己一個の主觀から「差別の意志はなかった」と云い張つても、あまり意味のない事なのではなかろうか。

さらにも『放送レポート』は「多くの国民が『特殊部落』という言葉をあまりよくない意味で、『風変った』といふ表現として無意識に使う」ことがあり、「未解放部落の人びとにとっては『惡の代名詞』的な使用は『部落差別の象徴』とされるが、一般にはそんなに重くうけとめられないという矛盾がある⁽¹⁰⁾」と云う。それは放送作家組合常任理事の寺島アキ子氏の「私とて最近になって知った事ですが(中略) 知らなかつたからと云つてひとりひとりが責めたてられたのはたまりません。知らない事は他にだつてあるのです⁽¹¹⁾」という居直りと相通じるものがあるが、そもそもこれは「知らないですむ」事柄なのだろうか。小川正巳氏は「未解放部落が完全に解放されるまでに

は無意識的発言はある。その場合、発言者の態度は二つしかない。差別発言の非難に対し、そこから学ぶか、反撲するか^[1]と云っている。寺島氏も含めて一回の放送シンポジウムに集まる多くのライター、キャスター、プロデューサーたちは後者に属することになるのであろうが、結局は、多数の一員である事を自覚する人々が、少数者からの告発をうけ、それがいつものように無視出来ないときどきや、数を頼んで居直り、ついで自己の正当化をはかる、というパターンをつねに描いているのである。マイノリティから突然指摘された誤りが、その通り誤りであった時のマイヨリティのおどろき、狼狽い、言い訳けさがし、ついで「差別語もみんなで使えばこわくない」とばかり衆を頼んで開き直る、というわけである。

そこで問題となるのは、何が差別なのかという判断の基準を何におくかということと、その解釈権は誰がもつか、ということである。赤旗は「なにが『差別用語』であるかは勝手な主観的判断によってではなく、客観的な根拠にもとづいて判断されなければ」ならず、また「科学的な根拠もなしに一連の単語を『差別用語』として禁句にすることは言論・表現の自由抑圧にみずから手を貸すことになる」という。或は「『解同』朝田・松井派の『差別語』狩りの最悪の特質は、なにが『差別語』かを科学的根拠にもとづいて判定するのではなくて、かれらが一方的、主観的に『差別語』と断定し、「『差別の痛みは差別されたものでなければわからない』として、『なにが差別か』の判定権は『被差別者』=『解同』朝田・松井派にあるのだと主張する」とも云っている（「いわゆる差別用語について」、一九七五年六月九日付）。ところが、一方文化評論（同年八月号）では「これは言葉そのものの問題であり、具体的には発言者の意図と言葉の示す客観的な意味あいのくいちがい、また受けとり手の主観によって受けとられる意味がくいちがう問題など、一律にはきめられない」ことだとあって科学的、客観的な基準の立ちにくい事を示しているが、今も

し科学的根拠を言い立てるのならば、さきの「特殊部落」論争^[14]のさいに見られた、言葉の造語時の事情にまで溯る歴史的検討と、権威ある辞典の解釈こそが客観的な典拠となるものではなかろうか。また、解釈権の独占が非民主的態度であると云うが、一体マイノリティからの告発をマジョリティも含めて多数決できめればどういう事になるだろうか。古今東西、多数が己の利益に反して、少数者のために自ら欲して差別を撤廃した例はない。「部落差別の現実はほかの誰でもない、まさに部落大衆の解放運動だけが明らかにして来た」（八木晃介、「差別論ノート」一五一ページ）ことを今一度思い返す必要がありはしないか。作為的政治的につくられた差別社会の差別の構造そのものがそもそもも非民主的なのであり、その解消のためには時に「少数決」すら必要となるであろう。野間宏は云つてゐる。「民主主義、デモクラシーをいう人がいるが差別を残して、或は人間を差別していく、そこに民主主義はない」^[15]と。

さて、前段においてのべたごとく、マスコミ・出版関係は「差別語」の摘発をうけて、いわゆる「自主規制」にのり出すことになったが、その用語規制は未解放部落をめぐる差別用語にとどまらず、人種差別、女性差別、身体障害者関係、職業蔑視にまでひろがることになり、ヒステリックな対応が過剰自主規制となり、数々の話題を提供する破目になった。赤旗は「その原因是『解同』側の要求にあった」とし、「極端な用語狩りへと突走った原因は被差別統一戦線の結成にある」としている。たしかに、一九七四年五月の同盟第二九回全国大会は「在日朝鮮人、アイヌ人、沖縄県民はじめ南西諸島出身者、身障者、農村、産炭地から投げ出された未組織労働者」を対象として被差別統一戦線の結成をよびかけていた。それはすべての差別された者への連帯を目指すものとしてそれ自身画期的な意味をもつものであるが、マスコミの、とりわけテレビ関係の管理者サイドが前後見境いもなく自主規制に走ったのは、必ずし

も同盟や被差別共闘の働きかけのみによるものではなく、差別問題について平均以下の認識しか持ち合せていないことが明るみに出されるのをおそれた事なれば主義の結果とおもわれる。告発をうけて、誤りがあればこれを正し、誤解があればそれをとき、無知であれば学び、不当であればはねかえす、というきわめてあたり前の対応が全然出来なかつたというのは、報道人としての良識を問われかねない局面に立到るのをおそれての事だった、としか云いようがないのである。

汐文社刊の『差別用語』、『続差別用語』は差別用語糾弾と用語規制の事例を豊富に紹介しているが、中にはゆきすぎと見られるケースも決して少なくはないし、同盟第三五回大会（一九八〇年三月）の運動方針にも、「糾弾原則の見直し」がうたわれている。中央本部の上杉佐一郎書記長も「組織の一部に原則通りやらされていな傾向もあるので、糾弾の原則を見直し、姿勢を正そうといふものだ。せっかく差別をなくし、理解者をつくるうと糾弾をして、うまくやらないと逆効果であり、解放同盟の名誉も傷つけことになる。地域の人たちにも共鳴され、協力される運動にしたい」（朝日新聞、一九八〇年三月七日付）と語っている。だが、無限定にまで拡がるかとおもわれた用語規制のエスカレーションを、すべて解放同盟の動きに帰責するのは果して当を得たものであるか。同盟の書記局見解（解放新聞七三八号、一九七五年九月二九日付）にも「わが同盟は被差別部落にかゝわる差別語以外糾弾したことはない」とのべ、「テレビ各局のおこなっている『内部規制』は差別を生み出す社会そのものを問わず、ことばだけに問題をすりかえており、かえって問題の解決をおくらせる」ものであり、従って「このようなコッケイな『内部規制』には反対である」と明言している。八木氏も「云うように『むろん、ときにはいわゆるいきすぎもあつたであろうが、それは運動の発展過程に固有の内部矛盾であり、部落解放同盟はその都度この矛盾を発展的に止揚する』ことによつ

て前進して来たわけである。註(一)に示す、「部落」という用語をめぐる取り扱いの変遷はその一例であろう。およそ歴史上、瑕疪なき、行き過ぎなき民衆の運動のあるを知らない。部落解放運動の前進エネルギーは一にかゝって、こうした内部矛盾の発展的止揚のあり方にあるといえるであろう。

糾弾をおそれて「差別語」を自主規制するマスコミ側の動きは、さまざまに「言い換え」をもたらすことになったが、とりわけ身障者関係、職業蔑視のことばにその傾向が甚だしく、その滑稽さがまさに「週刊新潮」的ひやかし、せら笑いの絶好の餌食とされた。実は、「かたわ」、「めくら」、「つんぱ」などの肢体の障害をいゝ現わす言葉はそれ自身日常語であって、特別に差別や侮辱の意志を示すものではない、という見方も成り立つ。早坂曉も云うように、「目の前が暗いから×クラであり、目を亡⁽¹⁷⁾ったから盲の字になる。それ以上でもなく、それ以下でもない」かも知れない。しかし、それは健常者の側のせりふであって、当事者やその家族のうけとめ方は必ずしもそうはないのも又当然の事である。「言葉一つで相手の心を大きく傷つける事があり、その一言で障害者が大きなショックを受け再起出来ないほどに打ちのめされる」（京都新聞「報道と人権座談会」一九八一年十月十五日付）こともある。週刊新潮は「うつかり物もいえないタブー語の偽善と卑屈」（一九七五年六月十九日号）と云うが、「うつかり物を云うな」というのも又社会的常識である。「言葉は認識の表現であり、認識は対象の識別によって始まる。きちがいを、精神障害者」といへかえようとどうしようと、それは狂氣と正気を区別している」（週刊新潮一九七七年十一月十日号）のは事実だとしても、「区別」は容易に「差別」に転化する事も知らねばならない。熾烈な受験体制の中で「いたわり」、「悪いやり」の心を教えられずに育った層は、日常の些細な「区別」をことさらにはやし立て、それを苛

酷な「差別」に転じていじめっ子となり、犠牲者を自殺にまで追い込む。こうした年令層を頭において考える時、「めぐらと」云う言葉を封じたら盲人がなくなると云うわけのものでもない」（週刊新潮、一九八〇年八月十四日号）とすまして、いられるものなのかどうか、一考を要するところである。

さてこれが職業を云い現わす言葉の言い換えとなると殆ど野放しの有様となり、その事が一そうシニカルな冷笑を引きおこし、かえって肝腎の差別問題をもはぐらかす作用をもつ事になった。言葉はたしかに時代の共に下落するものであり、いくら云い換えるても、根本の蔑視がなくならぬ限り、蔑称を云い換えた言葉 자체が新らたな蔑称となる事はあきらかである。だが、朝日ジャーナルも指摘するように、「女中をお手伝いさんと呼び直す社会意識の変化がそこの待遇を昔に較べて改善するのに役立たなかつたとは考えられない」（一九七五年八月二九日号）のであって、しかじかの言葉は使つてはいけない、と云う社会的訓練が意識の変革に働きかける事も考えなければならない。「言葉だけを云い換えても実体は變らない」と云ううそぶきが差別語の放置を招くことになるのである。結論的には、人の不快がる言葉は使うなど云う事であり、もし必要とあれば適当な云い換えを行ない、合せて実態としての差別の解消に力をつくし⁽¹⁸⁾、さらに、云い換えた言葉に新たな差別意識が加われば、その時再びいゝかえる、と云う努力を惜しむべきではない、と考えるのである。

こうした努力が果して「言論の自由」、「表現の自由」を阻むことになるだろうか。もともと市民的権利としての言論の自由は、「寄らしむべし。知らしむべからず」をモットーとする権力側に対抗するための市民社会の重要な武器ではあった。だが、それには基本的人権を保証された市民がそのにないとして前提されており、市民的権利を政治的に奪われた人々が自由の回復をねがつておこすさまざまな差別撤廃の運動と矛盾するものではない筈である。け

だし、人を傷け、差別を助長し、人の自由を侵して「言論の自由」、「表現の自由」が無制限に成り立つものではないからである。例を視力障害者の問題にとるう。「一九八一年五月二五日の「障害に関する用語整理のための医師法等の一部改正について」の法律施行にもとづき、「日本動物園水族館協会」は「魚などの動物の名前から不適切用語を追放することに決めたが、これにより、「メクラウオ」、「メクラウナギ」などの用語をすべて改正する事になつた。これに先立ち一九八〇年八月には日本放送出版協会が「釣り入門」から「あんま釣り」、「めくらあわせ」などの用語を削除することになったが、視力障害者からすれば、「めくら判」にしろ、「メクラウオ」にしろ、「めくらあわせ」にしろ、自分達に全く関係のないところで、肉体的欠陥を形容詞として無神經に使われる事に抵抗を感じるのは当然のことであり、寿岳章子京都府立大教授が指摘するように「『めくら』のように人の心に突きさゝる言葉はいかに日本語のために惜しかろうと使ってはいけない。凍結すべきだ」²⁰（朝日新聞、一九八一年二月二十四日付）という決意をもつべきであろう。たしかに、云い換え語は生硬でこなれのわるい用語が多く、もとの言葉のほうは長年にわたる背後の時間により、陰影にとむ、含蓄のある言葉が多い。従つて、云い換えによつて言葉のバイタリティやニュアンスが失なわれるのは事実である。だが、福田恆存の云うように、「不快だからと云つて、これを抹殺すれば吾々の人間性が歪められる。『かたは』という言葉を抹殺すれば人間の精神がかたはになる」と云うのはまさに話が逆であつて、「差別語」はそれを使う人も、それが向けられる人も傷つけるものであり、時に兇器ともなることをあらためて確認する必要がある。人間の精神を「かたは」にする差別語を無思慮に使う位ならば、多少の犠牲は払つてでもそれを凍結すべきであると考える。けだし、人を差別する文化は眞の文化の名に値しないからである。目指すところはすべての人間の復権をはかり、人間の変革をせまりつゝ眞に平等なる人間社会を確立することに他ならぬ

のである。

『差別用語』論争の一視点

- (1) 一九七四年一月、夕刊フジニチが共同通信配信の芥川賞受賞作品の紹介記事を掲載したが、そのなかに作家森敷氏の『月山』の文章「私は山麓の小さな部落の寺に落ち着きそこで一冬を過ごす」云々というくだりがあり、解放同盟八幡地区協から注意をうけた。(沙文社『差別用語』六〇ページ) その後七五年になって、この表現は「村落・集落」を示すものとして普通に使用されている。(沙文社「統差別用語」九ページ)
- (2) 解放新聞七二〇号(一九七五年五月二六日付)。
- (3) 『世界』一九七五年五月号。
- (4) これは文化評論(一九七五年八月号三七ページ)のつきの文章と明白に矛盾する。「明治四年(一八七一年)の太政官布告によって法制上は『織多』、『非人』という身分上の差別は廃止された。しかし差別の実態は温存され、『新平民』『新平民部落』などと呼ばれた。明治三十年代に天皇制政府はこれらの部落を『特殊部落』とよんだ。これが抗議をうけ『細民部落』などと言ひかえたこともあつたが、『特殊部落』の方が今日になお引きがれ残っている。『部落』というだけ被差別部落をさす場合もある。『部落』の場合はその用途によつて判断する必要があるが、その他の用語については、その歴史的経過に照らして明白な差別用語である」。
- (5) 前掲書十二ページ。
- (6) 土方鉄編著『差別と表現』部落解放新書五、(解放出版社)、二七ページ。
- (7) 八木晃介著『差別糾弾』(批評社)一九三ページ。
- (8) 解放新聞七三八号(一九七五年九月二九日付)
- (9) 民放労連『放送レポート』十八・十九合併号、(一九七五年五月)八ページ。
- (10) 赤旗(一九七五年六月十一日付)「マヌコミ界での『解同』タブーをめぐって」十ページ。
- (11) 解放新聞七一九号(一九七五年五月十九日付)二ページ。
- (12) 「明治五年に出された壬申戸籍が九六年を経た昭和四三年によつやく密封された。大正十一年の本平社創立以来、この、公文書による法的差別が指摘されながら、四六年たつてようやく閲覧禁止が実現したのは解放運動の力量の発展が考えられる」。(NHK近畿本部「部落問題研究会リポート」昭和四六年十月二五日、村越末男氏の発言から)
- (13) 「問題なのは、一般人が特に意識しないで使つている言葉の中に、その当事者にとつては重くこたえるものがある」ということである。

つまり当事者の主觀によって差別され、侮辱され、人権を傷つけられたと意識することになる」。（朝日ジャーナル、一九七五年八月二九日号、九二二ページ）

- (14) 解放新聞「一九七五年五月二七日付号外（全国大会特集号）、「付属資料」、「日本共産党の解同朝田派への決算」に対するわが同盟の決算）二〇ページには「江戸時代に特殊部落という言葉があった」という歴史的事項は誰も知らない」とあり、この点が『文化評論』（同年一七〇号）十ページで「かれらはそこで『赤旗は江戸時代に特殊部落という言葉があった』としているなどまったく稚拙なでっちらあげとすりかえを行ない」云々と指摘される原因となってゐる。だが前記号外では、その後に「明治になつてから江戸時代の『エタ部落』ということばはべつ称だというので『特殊部落』ということばにいいかえた」という赤旗の文章を二度引用しているので、解放新聞が「『特殊部落』という言葉が江戸時代からあつたと赤旗は云つてゐる」と云う事にはならない。むしろ問題は「江戸時代に『エタ部落』といふ言葉があつた」という赤旗の認識である。八木晃介氏は「江戸時代に『エタ部落』などという概念は存在していない。あつたのは『エタ村』であり、『役人村』なのだ」と記している。（『反差別論ノート』一八六ページ）また土方鉄氏は「被差別部落は江戸時代『エタ部落』などと呼ばれていなかつた。『穢多村』、『非人村』と呼ばれていたのだ」（『差別と表現』二五ページ）とのべてゐる。『日本語大辞典』第十七巻「部落」の項の初出の用例は中村正直訳『西國志略篇』から引かれており、それは明治四年九月に出版されている。なお赤旗はその後の（同年六月一日付）記事では「明治時代に『エタ部落』はべつ称だというので『特殊部落』といいかえたという歴史的経過があります」とのべ、「江戸時代の」というくだりをはぶいてゐる。
- (15) 『差別 その根源を問う（上）』野間宏 安岡章太郎編、朝日新聞社、一九七七年七月）一八九ページ。
- (16) 八木晃介前掲書、一六三ページ。
- (17) 「いんなんあとりつぶ」一九八一年六月号。
- (18) 山本七平は「ピューリタンやクエーカーは元來蔑称であつた」（週刊新潮一九七六年七月十日号）と云うが、通常語が差別観念の付着によつて蔑称となる例とはならない。
- (19) 昭和五十年十一月五日付の社団法人日本文芸家協会の「ことばの規制に関する声明書」のように、「問題の解決はことば狩りで片付けられる性質のものではなく、人間生活の中で求められるべきものである」と云いながら、人間社会における「差別」について何の見解も示さないのは文学者としての責任の放棄であろう。
- (20) テレビというのは今までの人間社会の知らなかつた文化体験であり、コミュニケーションの媒体としても従来の尺度では考えられない社会的影響力をもつてゐる。そこにおける発言、言葉の操作、選択は従つて従来の考え方をこえる社会的責任が課せられよう。
- (21) 『新潮』一九八一年二月号、一八三ページ。